

原子力安全協定の協議項目（立地県）

- ① 異常時における連絡
異常時における連絡に関する従前の取決めを協定の中に盛り込むこと。
- ② 事前了解
発電所の建設計画、原子炉施設の重要な変更についての事前了解
- ③ 立入調査
発電所の周辺環境の安全を確保する必要があると認めた場合、発電所への立入調査することができる。
- ④ 適切な措置
立入調査の結果、事故・有事などで必要と認められる場合、停止を含む特別な措置を求めることができる。
- ⑤ 運転再開の協議（定期点検による運転再開を除く）
適切な措置の求めにより運転を停止した場合や国が事故調査のための特別な委員会を設置するような事故の場合、運転再開の事前協議を行う。
- ⑥ 原子力防災対策
原子力防災対策の充実強化、地域防災対策への協力など
- ⑦ 環境監視体制の強化
環境放射線測定設備の強化
- ⑧ 輸送計画の事前連絡
新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策についての事前連絡
- ⑨ その他
 - ・ 損害の補償
 - ・ 公衆への広報
 - ・ 協定書の改定 等